原型炉遠隔保守の概念設計 仕様書

令和7年9月

1.1 件名

原型炉遠隔保守の概念設計

1.2 目的及び概要

本件は、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略に基づき早期の核融合発電実証を目標とし、これまでの装置サイズを見直した新たな小型の原型炉ブランケット用遠隔保守の概念設計を行う。ブランケット保守方式は、将来の商用炉での「実用に供する稼働率」を見据え、複数のモジュールを束ねたブランケットセグメント構造として一括交換する上部垂直引抜き方式を暫定的な主案とする。この保守方式を条件に、本件では原型炉概念設計チェック&レビューに向けて長尺、大重量であるブランケットセグメント搬送用遠隔保守機器の基本仕様や機器概念を取りまとめる。

1.3 作業項目

本件における作業項目は以下とする。

- (1) ブランケットセグメント (BS) 交換時の動作計画
- (2)BS搬送用遠隔保守機器の基本仕様の検討
- (3)BS搬送用遠隔機器の概念設計
- (4)遠隔保守機器の設計課題と試験項目
- (5) 報告書作成

1.4 提出書類

受注者は、次表に定める書類を提出すること。ただし、再委託の事前承諾書や終了届など 契約履行に係る書類は量研の指定する様式、提出時期及び部数を提出するものとする。。

書類	提出時期	部数
議事録	打合せ後速やかに	1 部
報告書	作業完了時	1 部
電子データ(報告書、CAD図面)	作業完了時	1式

1.5 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字表舘 2-166

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量研」という。) 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 核融合炉システム研究開発部 核融合炉システム研究グループ 225号室

1.6 納期

令和8年2月27日

1.7 貸与品

受注者は、本作業に当たり必要に応じて、量研が所有するこれまでの成果報告書を閲覧 することができる。

1.8 支給品

必要に応じて、原型炉に関する 3D—CAD データを STEP ファイルで支給する。

1.9 検査条件

1.4 項に示す提出書類の確認及び報告書が本仕様書に定める技術仕様を満足することを確認したことをもって、検査合格とする。

1.10 知的財産権等

(1) 知的財産権の取扱い

本契約に関して発生する知的財産権の取扱いについては、別添1「知的財産権特 約条項」に定められたとおりとする。

(2) 技術情報の開示制限

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による量研の承認を得なければならないものとする。 量研が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、量研と受注者協議の上、決定するものとする。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、 又は特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面により量研の承認を 得なければならないものとする。

1.11 機密の保持

本契約において作成され、又は量研から貸与された資料及び支給した 3D-CAD 図面は契約目的以外に使用してはならない。ただし、事前に量研の承諾を得た場合にはこの限りではない。

1.12 打合せ

作業の進行状況に応じて、量研担当者と適宜打合せを持つものとする。さらに、原型炉設計の円滑な実施のため、受注者は量研の依頼に基づき、量研が適宜開催する原型炉設計に係る作業連絡会及び報告会に参加するものとする。また、打合せ、作業連絡会、及び報告会は、原則、Web 会議などによる参加とする。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.14 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1. 設計検討作業

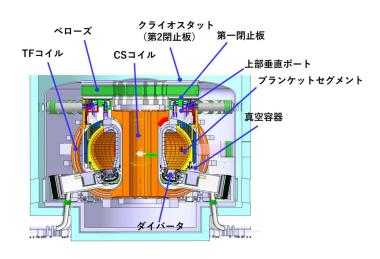
2.2項の前提条件に基づいて、2.3項に示す設計検討を実施すること。

2.2 設計検討のための前提条件

本検討を行うための主な前提条件は以下とする。下記条件の他に検討の過程で必要となる情報は、1.7項(貸与品)及び1.8項(支給品)に基づいて量研が提供する。

(1) 原型炉の全体構成

参考図 1 に原型炉のポロイダル断面図を示す。主な構成機器は TF コイル、PF コイル、CS コイル、真空容器 (ポート含む。)、ブランケットセグメント、ダイバータ、クライオスタットなどである。



参考図 1

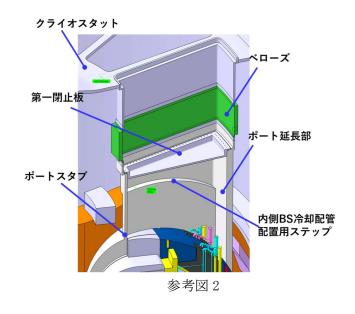
(2) 原型炉のブランケット保守方式

「実用に供する稼働率」を確保することを考慮し、ブランケット保守はブランケットセグ メント構造を一括で取り扱う上部垂直引抜き方式を暫定的な主案とする。

(3) 上部垂直ポートの主な仕様(暫定)

- ○個数:16
- ○ポート開口寸法:4350 mm
- ○ポート構造 (参考図 2):

ポート延長部、第一閉止板、ベローズ、第2閉止板(クライオスタット蓋) ただし、ブランケット保守の際に、放射化ダストの拡散を防止するための保守用ダクト は、ポート閉止板設置フランジと同じ場所に、設置される。

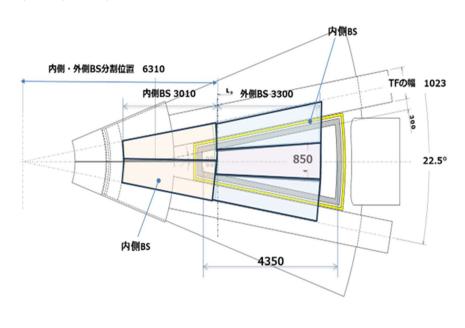


(4) ブランケットセグメント (BS) 分割 (参考図3)

○内側BS 2体、外側BS 3体

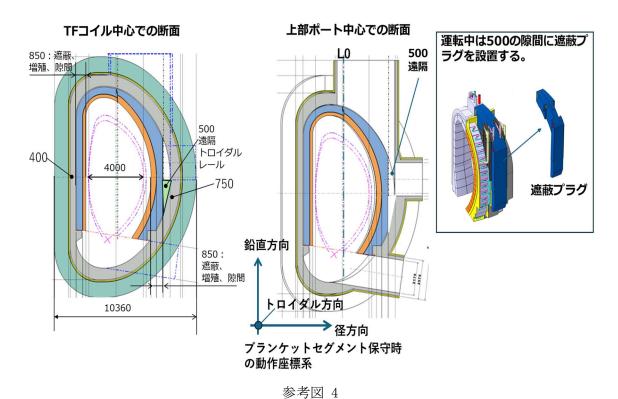
○外側 BS 長さ(径方向): 3300 mm

○内側 BS 長さ(径方向): 3010 mm



参考図 3

(5) TF コイル中心断面及びポート中心断面、動作座標系(参考図4)



- · ·

(6) ブランケットセグメント (BS) の取外し手順と使用する遠隔保守機器

	手順(暫定)	使用する機器 (暫定)
1	運転停止1か月後から保守作業を開始す	
	る	
2	上部生体遮蔽プラグ撤去(貫通配管を含	搬送ツールなどを使用したハンズオン作
	む)	業
3	第2閉止板撤去(クライオスタットの最	搬送ツールなどを使用したハンズオン作
	上部に設置される)	業
4	放射化ダスト拡散防止のための保守用	搬送ツールなどを使用したハンズオン作
	ダクトを第一閉止板のフランジに設置	業
5	BS 搬送用キャスク設置	BS 搬送キャスクは自走。接続前の養生は
	(キャスク内に BS 搬送用遠隔保守機器	ハンズオン作業
	装備)	
6	2重シール扉をクライオスタット第2閉	上部生体遮蔽ポート部にハンズオン作業
	止板のフランジに接続	で設置
		(ここまでハンズオン作業。 手順 7 以降は
		完全遠隔保守作業となる)
7	ポート遮蔽プラグ撤去(第一閉止板と一	上部ポート遮蔽プラグ用遠隔保守機器
	体。貫通配管を含む)	(ここまでハンズオン作業。 手順8以降は
		完全遠隔保守作業となる)
8	BS 用冷却配管撤去 (保守中も核発熱の除	冷却配管切断ツール(遠隔保守)
	去が必要なため搬送の対象となる BS に	一つのBSに6本の配管が接続されている。
	繋がる冷却配管のみ撤去する。)	6本の配管はユニット構造となっており、
		搬送はユニットごとに行う。

		配管切断ツールは隣接する配管の隙間が
		ないため、配管の内部からアクセスして切
		断する方式を主案とする。
9	外側センターBS の搬送	昇降機器、アーム、把持用エンドエフェク
		ター
10	外側サイド BS の搬送	昇降機器、アーム、エンドエフェクター(把
		持、上下のトロイダル搬送機器を備える)、
11	内側 BS 搬送機器	昇降機器、アーム、エンドエフェクター(上
	(健全なダイバータを撤去せずに内側	下で把持、径方向移動及びトロイダル方向
	BS の交換を行う)	移動機構を備える)。

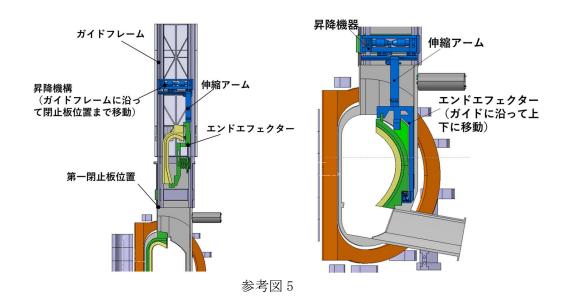
(7) ブランケットセグメント (BS) 取外し時に必要な動作

遠隔機器に要求される BS 取外し時の取外し順と必要な動作は以下の通りとする。ただし、 内側 BS 取外しのために健全なダイバータを撤去することがないように、真空容器上部の形状 は内側 BS を径方向外側に平行移動できるように設計されているものとする。

取外しの順番	BS	必要な動作
1	外側 BS センター	○鉛直上向き移動
2, 3	外側 BS サイド	○ジャッキアップ(地切り)、
		○トロイダル方向移動、
		○鉛直上向き移動
4, 5	内側 BS	○ジャッキアップ(地切り)、
		○径方向移動
		(移動動作を開始する前に内側
		BS の変形を抑える治具を内側 BS
		に固定する。その後、BS の厚み
		分だけ移動する)、
		○トロイダル方向移動、
		○径方向移動、
		○鉛直上向き移動

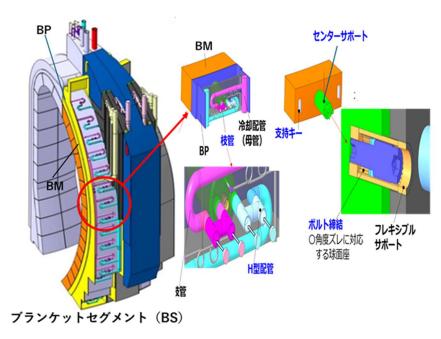
(8) ブランケットセグメント (BS) 搬送用遠隔保守機器の基本構成 (暫定)

BS 搬送用遠隔保守機器は、大重量の BS を上下に搬送する伸縮アーム付きの昇降機器、BS と取合いを有するエンドエフェクター、BS 保守機器全体の荷重を支持するガイドフレームより構成される(参考図 5)。エンドエフェクターの主な機能は、BS の把持及びトロイダル及び径方向の搬送であり、外側 BS センター及び外側 BS サイド、内側 BS サイド用の3つのエンドエフェクターを伸縮アーム先端で交換して使用する。特に、内側 BS の上部曲率部(肩部)は、鉛直方向の剛性が低いため、肩部の変形(曲がり梁を開くような変形)を抑えるために内側BS の上下で把持固定(ボルト固定)する補強治具的機能を備えたエンドエフェクターとする。



(9) ブランケットセグメント (BS) の基本構造

BS は遮蔽機能を持つバックプレート (BP) と数十体のブランケットモジュール (BM) から構成され、BM は BP にボルトとキー構造により支持される。BM の冷却水は BP の後壁に配置された 2 本のマニホールド (母管) から枝管によって、センターサポートを通して供給される (参考図 6)。BM の交換はホットセルで行う計画であり、BM 交換用用遠隔保守機器は本検討の対象外である。



参考図6

2.3 設計検討

ブランケットセグメント (BS) 用遠隔保守について以下の検討を実施し、BS 搬送用遠隔保守機器の概念設計を取りまとめること。

2.3.1 ブランケットセグメント (BS) 交換時の動作計画

前提条件に示すようにBSは一つの上部垂直ポートに2体の内側BS、3体の外側BSが配置される。それぞれのBSを上部垂直ポートから交換する際の動作計画を検討すること。ただし、動作座標系の定義は2.2(5)項に示す通りとする。

2.3.2 BS搬送用遠隔保守機器の基本仕様の検討

上記2.3.1項の結果に基づいて、BS搬送用遠隔保守機器に関わる以下の基本仕様を整理すること。内側BSの搬送は、内側BSの上下で強固に把持固定する補強治具を使用して、自重によって大きな応力が内側BSの上部曲率部に発生しないような対策が必要であることを考慮すること。内側BS及び外側BSの3D形状は1.8項に基づき量研が提供する。

- (1)BSの重心位置、重量(暫定値とする)
- (2)BSの把持位置
- (3)BSを交換するために必要となる機器と動作自由度(昇降、トロイダル移動、径方向 移動、ジャッキアップ、把持など)
- (4)上記(3)の動作自由度に関する駆動力と候補となる駆動機構
- (5) 支持機構(反力を受ける構造)
 - ○外側BSサイドや内側BSは地切りのためにジャッキアップした際に重心位置とジャッキアップ位置が異なるため、BSはトロイダル軸周りに転倒しようとする。この転倒力を支持する支持機構の検討
 - ○内側BSの肩部の変形(曲がり梁を開くような変形)を抑えるためにための補強治具 の検討
- (6) 構造側に要求する条件(ピンやレール、凹凸の溝、ボルト固定のためのネジ溝など)

2.3.3 BS搬送用遠隔機器の概念設計

上記の2.2.2項の基本仕様を満足する以下のBS搬送用遠隔機器の概念として、外形形状及び駆動機構、支持機構配置案を検討すること。これまでの機器設計の情報は、1.7項及び1.8

項に基づき量研が提供する。

- (1)伸縮アーム付きBS昇降機器
- (2)外側BSセンター用エンドエフェクター
- (3)外側BSサイド用エンドエフェクター
- (4)内側BS用エンドエフェクター
- 2.3.4 遠隔保守機器の設計課題と試験項目
- 2.3.1 項から 2.3.3 項までの検討を踏まえ、技術課題や課題解決のための試験(要素試験、実規模試験など)について検討すること。
- 2.3.5 報告書作成
- 2.3.1 項から 2.3.4 項で実施した検討を報告書にまとめること。

以上

知的財產権特約条項

(知的財産権等の定義)

- 第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法 (昭和34年法律第121号) に規定する特許権、実用新案法 (昭和34年 法律第123号) に規定する実用新案権、意匠法 (昭和34年法律第125号) に規 定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和60年法律第43 号) に規定する回路配置利用権、種苗法 (平成10年法律第83号) に規定する育 成者権及び外国における上記各権利に相当する権利 (以下総称して「産業財産 権等」という。)
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から 第28条までに規定する全ての権利を含む。)及び外国における著作権に相当す る権利(以下総称して「著作権」という。)
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
 - 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、 育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権 利の対象となるものについてはその案出
 - 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、 実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集 積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に 定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物 を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為を いう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの 規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を 乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞な くその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用 実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内に おいて排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等 の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次 のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受 けなければならない。
 - イ 子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社 をいう。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社 をいう。以下同じ。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等 をする場合
 - ロ 承認TLO (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への 移転の促進に関する法律 (平成10年法律第52号) 第4条第1項の承認を受 けた者 (同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。)) 又は認定T LO (同法第11条第1項の認定を受けた者) に当該知的財産権の移転又は 専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移 転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的 財産権を甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
 - 2 乙は、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項に規定する特定研

究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)、 実用新案法施行規則(昭和35年通商産業省令第11号)及び意匠法施行規則(昭和35年通商産業省令第12号)等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内(ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。)は、実施等した日から60日以内(ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、 自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければな らない。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合(本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。)には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
 - 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
 - 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内(ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的 財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第 12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者 に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えない よう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に 専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面によ り通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合 併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合 は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日 以内(ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により 通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る 知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、 当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も 遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。
 - 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
 - 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
 - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権の うち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行 う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を 得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその 旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

- 第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。
 - 2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自 ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実 施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結する ものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を 放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらか じめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

- 第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。
 - 2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格 権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であると きは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。
 - 3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告し

なければならない。

- 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が 判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に 許諾しなければならない。
- 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定 も遵守することを当該移転先に約させなければならない。
 - 一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨 速やかに報告する。
 - 二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。
 - 三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

- 第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。
 - 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し 全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等に ついて疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。